



令和4年（2022年）6月改訂

せ い か つ ほ ご

生活保護のしおり

せいかつほご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

せいかつほご
～生活保護は、あなたの“いのち”と“くらし”を守る制度です～



花・緑・水辺 自然あふれる美しいまち越谷（元荒川桜堤）

この「しおり」に関する詳しい内容につきましては、

ふくしじむしょ しょくいん きがる たず
福祉事務所の職員にお気軽にお尋ねください。

こしがやしふくしじむしょ
越谷市福祉事務所

こしがやしやくしょ せいかつふくしか
（越谷市役所 生活福祉課）



# 1	<u>生活保護とは</u>	1
# 2	<u>生活保護の決め方</u>	2
# 3	<u>生活保護が決定するまで</u>	7
# 4	<u>保護の種類と範囲</u>	9
# 5	<u>生活保護が開始されたとき</u>	11
# 6	<u>生活保護の権利と義務</u>	12
# 7	<u>保護費の返還</u>	15
# 8	<u>不正受給と罰則</u>	16
# 9	<u>生活保護を受給する上での注意点</u>	17
# 10	<u>医療機関の受診について</u>	18
# 11	<u>介護を受けるときは</u>	20
# 12	<u>地区担当員(ケースワーカー)と家庭訪問(訪問調査)について</u>	21
# 13	<u>民生委員について</u>	21
# 14	<u>各関係機関の連絡先</u>	22

1 生活保護とは



越谷特別市民
ガーヤちゃん

わたし まいにち せいかつ とつぜん びょうき など しゅうにゆう へ
私 たちは、毎日の生活のなかで、突然の病気やけが等により収入が減つ
たり、無収入になることがあります。また、収入があっても医療費の支払
い等により生活していくには足りなくなることがあります。

せいかつ ほ ご ばあい くに さだ きじゆん みな さいていせいかつ ほしゅう
生活保護は、こうした場合に国が定めた基準で皆さんの最低生活を保障し、
ふたたび じぶん ちから せいかつ えんじょ せいど
再び自分の力で生活できるようになるまで援助していく制度です。

せいかつ ほ ご い か ほうりつ もと
生活保護は、以下の法律が基になっています。



にほんこくけんぽう だい じょう
〈日本国憲法 第25条〉

こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

。

せいかつほごほう だい じょう
〈生活保護法 第1条〉

ほうりつ にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もとづ くに せいかつ
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活

こんきゆう こくみん たい こんきゆう ていど おう ひつよう ほご
に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護

おこな さいていげんど せいかつ ほしゅう じりつ じょちょう
を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長す

もくてき
ることを目的とする。



(4月上旬～5月上旬)
越ヶ谷久伊豆神社・藤まつり

2 生活保護の決め方



越谷特別市民
ガーヤちゃん

(1) 生活保護の要件

生活保護は、生活していくための「最後の手段」です。そのため、原則として以下に掲げるような努力をしても生活に困る場合に、その不足分を補うために受けることができます。活用できるものはないか、よく調べていただきます。（生活保護法（※以下、法）第4条）

(注1) 暴力団員に対しては、申請を却下する等、厳正に対処します。

(注2) 生活保護を受給しつつ年金担保貸付を受けていたことのある方は、再度年金担保貸付を受けると、原則、生活保護を受けることができません。

○資産の活用

預貯金および生命保険等（世帯員名義のものはすべて含む）、土地、建物、自動車、バイク、貴金属等の資産は、最低生活の維持のために活用していただきます。

なお、居住用住宅（土地・建物、マンション）を所有している方で銀行等のローンがある場合は、原則としてその保有は認められません。詳しく

は職員にご相談ください。



○能力の活用

働ける能力があるときは、その能力に応じた活用（就労）をしていただきます。働ける能力がありながら働かない方については、原則として

生活保護は適用されません。



○他の制度の活用

生活保護以外の各種制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、各種

手当等）で活用できるものがあれば、これらの活用を優先します。

（２）扶養義務者からの援助

扶養義務者からの援助が受けられるときは、援助が優先されます（法第4

条第2項）。扶養義務者への照会は、親、兄弟姉妹、子、離婚した元配偶者

（子が世帯にいる場合）等、扶養義務の履行が期待できる方に対して行い

ます。また、保護の開始の決定の際に、扶養義務者に対して文書で通知を

行うことがあります。（法第24条第8項）

扶養義務の履行が期待できない方や扶養を求めることが明らかに自立の

妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会を行います

ので、お申し出ください。

【扶養義務の履行が期待できない方の例】

- ・生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方や長期入院中の方
- ・概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- ・特別な事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方
- ・交流が断絶している方（例えば10年程度音信不通など）

【扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例】

- ・家庭内暴力を受けて逃げている相手
- ・過去に虐待を受けたことがある相手

(3) 保護の要否判定

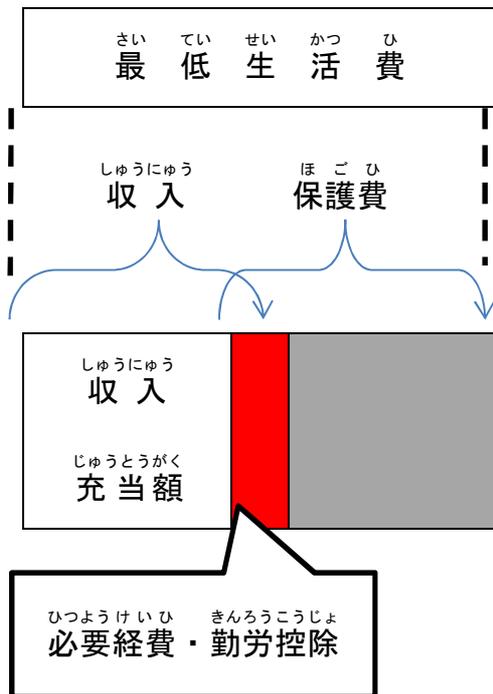
生活保護は、原則として世帯（同一生計を営む者）を単位とします。

(法第10条)

その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額とを比較し、収入額が最低生活費に満たないときに、生活保護が適用されます。この場合、不足している額が保護費として支給されます。世帯の収入額が最低生活費の額を超えているときには、生活保護は適用されません。(法第8条)

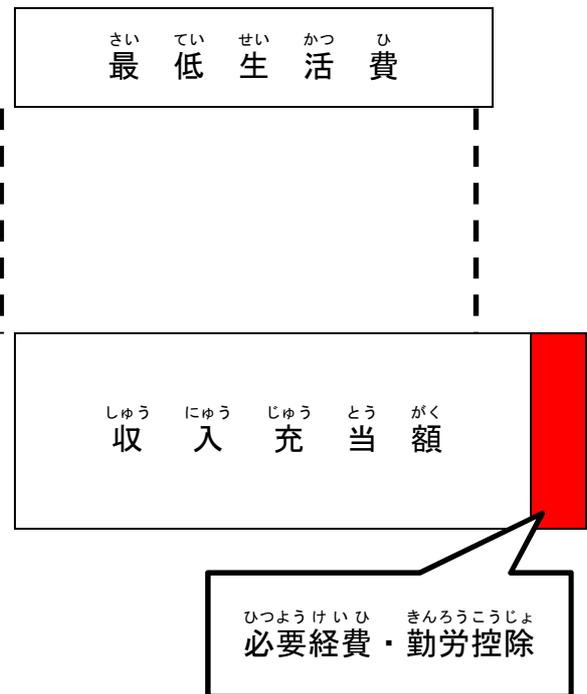
○生活保護が適用される場合

(収入が最低生活費未満のとき)



●生活保護が適用されない場合

(収入が最低生活費を超えるとき)



※最低生活費とは、生活に困っている世帯の人数、年齢、生活様式、住んで

いる地域別等に分けて国が定めた基準により計算された1か月分の

せいかつひ
生活費です。

しゅうにゆう はたら え しゅうにゆう ねんきん かくしゆてあてなどほか せいど
※収入とは、働いて得た収入、年金・各種手当等他の制度により

しきゆう きんせん しおく よういくひ そんがいばいしやうきん せいめいほけん きゆうふきん
支給される金銭、仕送りや養育費、損害賠償金、生命保険の給付金

など せたいぜんいん しゅうにゆう ごうけい
等、世帯全員の収入を合計したものです。

しゅうにゆうじゅうとうがく しゅうにゆう ひつようけいひ きんろうこうじよなど さ ひ がく
※収入充当額とは、収入から必要経費や勤労控除等を差し引いた額
です。

ひつようけいひ しゃかいほけんりよう しょとくぜい こうつうひなど
※必要経費とは、社会保険料、所得税、交通費等のことです。

きんろうこうじよ きんろうしゅうにゆう はたら え しゅうにゆう
※勤労控除とは、勤労収入（働いて得た収入）があるときに、その

しゅうにゆう がく おう しゅうにゆう さ ひ きんがく くに さだ きそ
収入の額に応じて収入から差し引かれる金額です。国が定めた基礎

こうじよ さいみまんこうじよ くわ ひつよう みと けいひ こうじよ
控除や20歳未満控除に加え、必要と認められた経費についても控除し

ます。勤労収入が多くなれば、比例して勤労控除の額も多くなります。

このため、勤労収入があるときは、収入全部が認定されるわけでは

ないので、勤労努力が保護費に反映されることとなります。

☆就労自立給付金（法第55条の4）

せいかつほ ごじゆきゆうしや しゅうろう じりつ そくしん あんてい しょくぎよう
生活保護受給者の就労による自立を促進するため、安定した職業

に就いたこと等により保護を必要としなくなった方に対して支給要件に

該当する場合、「就労自立給付金」が支給されます。支給には一定の要件

があるので、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。

しゅうにゆうにんてい れい
○ 収入認定の例

ひとりぐ さい せたい ばあい
【一人暮らし40歳の世帯の場合】

げつ さいていせいかつひ れい えん
1か月の最低生活費(例) : 110,000円

げつ しゅうにゆう えん
1か月のアルバイト収入 : 60,000円

しゅうにゆう うち こうつうひ えん しょとくぜい えん
(収入の内、交通費 : 10,000円、所得税 : 2,000円)



えん しゅうにゆう たい きんろうこうじょ えん
60,000円の収入に対する勤労控除は、19,600円であり、

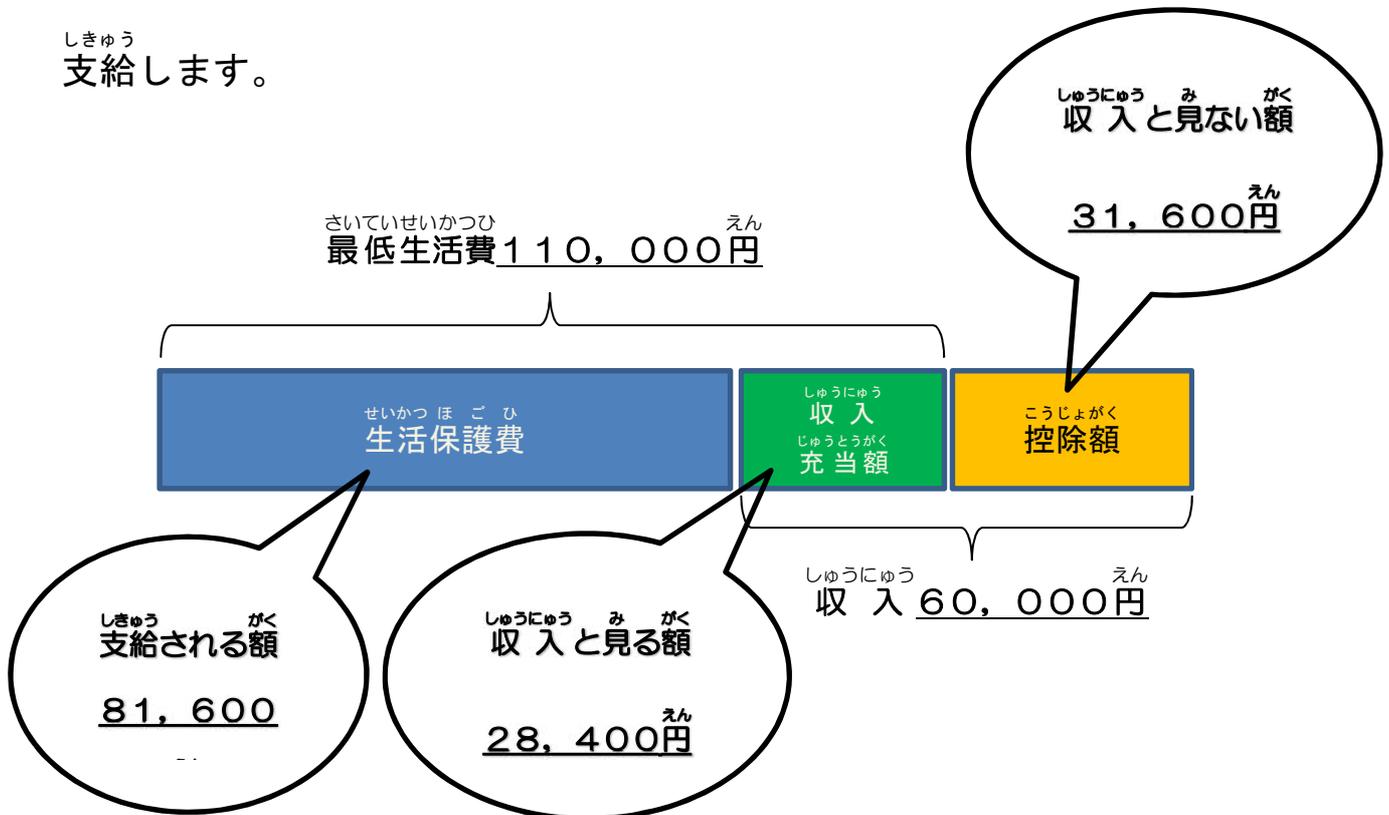
しゅうにゆう えん きんろうこうじょ えん ひつようけいひ
収入 (60,000円) - 勤労控除 (19,600円) - 必要経費

えん えん しゅうにゆうじゅうとうがく えん
(10,000円 + 2,000円) = 収入充当額 (28,400円) となる。

しゅうにゆう えん えん しゅうにゆう み
つまり、収入 60,000円のうち、28,400円だけを収入と見て、

さいていせいかつひ えん た えん ほごひ
最低生活費 (110,000円) に足りない81,600円を保護費として

しきゅう
支給します。

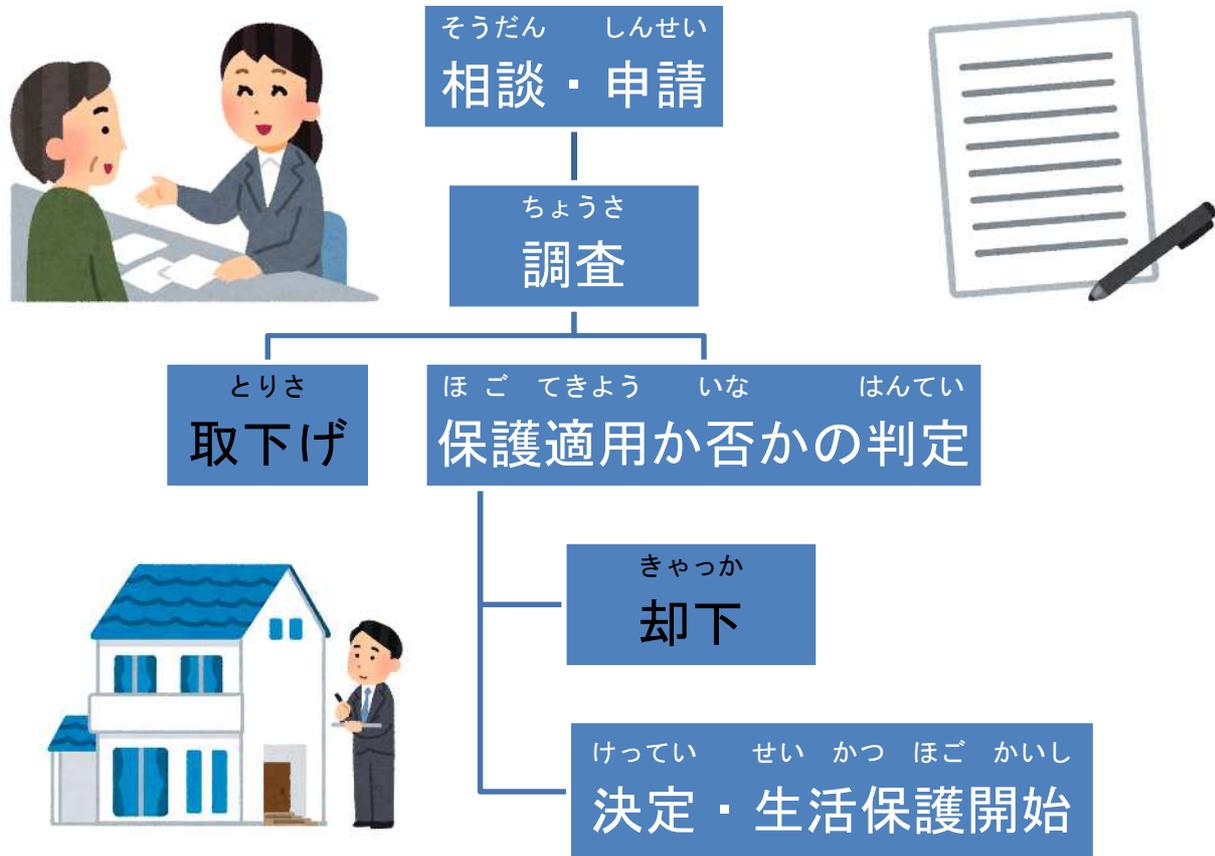


3 せい かつ ほ ご け っ て い 生活保護が決定するまで



越谷特別市民
ガーヤちゃん

(1) しんせい け っ て い 申請から決定までのながれ



(2) しんせい 申請について

せい かつ ほ ご げんそく ほんにん しんぞく しんせい ひつよう
生活保護は、原則として本人または親族からの申請が必要となります。

ほうだい じょう
(法第7条)

ほ ご しんせいしょ しさんしんこくしょ しゅうにゆうしんこくしょ どういしょなど
保護の申請書、資産申告書、収入申告書、同意書等

ひつようじこう きにゆう ふくしじむしょ ていしゅつ
に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。



(3) 調査について

保護の申請があった場合には、その申請に基づき福祉事務所の職員が保護を決定するために必要な調査を行います。調査の内容は、職員が居宅を訪問し、世帯員の生活状況や健康状態、動産や不動産（土地・建物）等の有無について確認を行います。また、金融機関等への預貯金等の照会、生命保険会社への加入照会、扶養義務者の扶養能力および援助内容等の調査を実施します。なお、病名や病状等については、医療機関の主治医等に調査を行います。（法第28条・29条）



(4) 決定について

調査結果に基づき、保護が必要かどうか、必要ならどの程度のものか等を福祉事務所長が申請のあった日から14日（調査に日数を要するときは30日）以内に決定し、文書で通知します。（法第24条第5項）



（9月中旬）こしがや薪能

#4 保護の種類と範囲



越谷特別市民
ガーヤちゃん

生活保護を受ける人には、生活を営む上で必要となる各種費用に対応して

以下のような扶助が支給されます。（法第11条）

(1) **生活扶助**…毎日の生活に必要な衣食や光熱水費等の費用



(2) **教育扶助**…義務教育を受けるために必要な学用品代、給食費等の

費用（中高生については別冊「はばたけ！自分の未来へ」

も参照）

(3) **住宅扶助**…家賃、地代または住宅の修理費（※持ち家の場合）等

(4) **医療扶助**…病気やけが等をした場合の医療に必要な費用



(5) **介護扶助**…介護サービスが必要な場合の費用

(6) **出産扶助**…出産に要する費用（※入院助産制度）

(7) **生業扶助**…就職に必要な技術を身につける場合や就職準備等の

費用、高等学校等の就学に必要な費用

(8) **葬祭扶助**…世帯の人が亡くなったときの葬儀費用



※支給額は、内容によって限度額が決められているものがあります。

※支給方法は、金銭で支給する場合（金銭給付）と、介護扶助・医療扶助の

ように、福祉事務所が生活保護を受けている方に代わって支払いをする

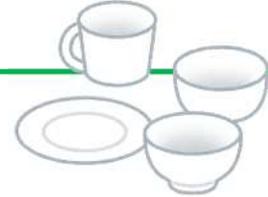
場合（現物給付）とがあります。

生活保護のしおり

※以下のようなときは、必要な費用の全部または一部が支給される場合

(一時扶助) があります。支給には一定の条件があるので、必ず事前に

担当ケースワーカーに相談してください。



◆病気等のため、おむつ等を必要とするとき

◆病気や障がい等があり、病院へ行く際に電車・バス等の公共交通機関

の利用が必要であると、主治医より認められた場合の交通費

◆長期入院後に居宅生活をする場合等で炊事用具・食器等が必要なとき

◆認められる理由があり、転居をするとき



◆アパート等借家の契約更新時に、契約更新料が必要なとき

◆家の修理または補修が必要なとき



◆生活保護の開始時、または福祉事務所の指導等により転居し、エアコン

等の冷暖房器具の持ち合わせがないとき



#5 生活保護が開始されたとき



(1) 生活保護受給中に減額・免除になるもの

生活保護受給中は、申請により以下の税金や料金の減額または免除を受けることができる場合がありますので、担当ケースワーカーに相談してください。

①国民健康保険税

②国民年金保険料

③NHK放送受信料

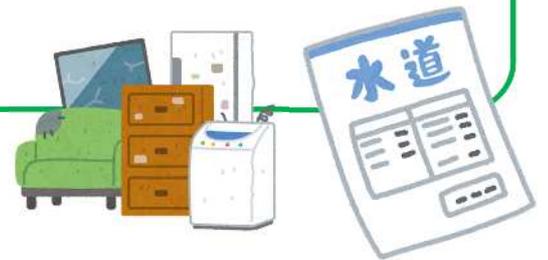
④市県民税・固定資産税

⑤保育料

⑥上下水道使用料の一部

⑦粗大ごみ処理手数料

⑧し尿処理手数料



(2) 保護費の支給について

○ 越谷市では、保護費は原則として毎月5日に支給されます。

○ 5日が土日祝日の場合、その前の平日が支給日となります。

○ 窓口支給の場合は、お住まいのエリアごとに時間が指定されているの

で、決められた時間に、生活保護の「受給証」と「印」を必ず持参して

福祉事務所の窓口に行き、担当ケースワーカーを訪ねてください。もし、

指定された時間に来ることができない場合は、担当ケースワーカーに必

ず事前に連絡してください。



#6 生活保護の権利と義務



越谷特別市民
ガーヤちゃん

(1) 権利（保護を受けている人には、以下の権利があります）

- ① 正当な理由がないのに、保護を止められたり、保護費を減らされたりすることはありません。（法第56条）
- ② 福祉事務所から支給された保護金品と、それを受ける権利を差し押さえられることはありません。（法第58条）
- ③ 福祉事務所の決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から、3か月以内に埼玉県知事※に対して審査請求をすることができます。
（法第64条、行政不服審査法第18条、※法第77条の2による徴収については越谷市長）

(2) 義務（守ることができない場合は、生活保護を受けられなくなることがあります）

① 届出の義務（法第61条）

あなたの届出を基に保護の程度を決定するので、以下のような場合は、直ちに福祉事務所に必要書類を提出してください。



○ 収入（給与、仕送り、養育費、高額療養費、還付金、手当て、未成年

（高校生）のアルバイト収入、年金の遡及受給等）や

支出があったとき



※就労可能な人は、収入の有無にかかわらず、毎月収入申告をしてください。

- 家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出等）
- 家賃、地代等が変わるときや契約更新をするとき
- 働けるようになったとき、または、働けなくなったとき（就職、休職、退職等）
- 引越しをしようとするとき
- 健康保険が使えるようになったとき、または、使えなくなったとき
- 入院したとき、または、退院したとき
- 事故にあったとき（交通事故、工作中的の事故等）
- しばらく家を留守にするときや、遠く（外国）に出かけるとき
- その他、生活の状況が変わったとき（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚等）



② 生活向上の義務（法第60条）



働ける人はその能力に応じて働き、過度な飲酒や喫煙は控える等、
健康の保持および増進に努め、また、収入・支出その他生計の状況を
適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持および
向上に日々努力しなければなりません。病気で働くことができないとき
は、治療に専念してください。

③ **指示等に 従う義務** (法第62条)

せいかつほご てきせい じっし せたい おう しどう しじ
 生活保護を適正に実施していくため、その世帯に応じた指導・指示を
 おこな したが しどう しじ したが
 行いますので、それに従っていただきます。なお、指導・指示に従わ
 ないときは、保護を受けられなくなることがあります。

④ **譲渡禁止** (法第59条)

ほご う けんり たにん ゆず わた
 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。



(10月～11月) 紅葉が見ごろとなる越谷花田苑



(3月上旬) 越谷梅林公園 梅まつり

7 保護費の返還



越谷特別市民
ガーヤちゃん

(1) 収入の増加や世帯員の異動等により、その月の保護費が結果として多
くなくなってしまったときは、過支給分の保護金品を返してもらいます。

●例) 母と子の2人世帯として5日に保護費を支給したが、同じ月の
15日に、子が、市外に住む祖父宅に引き取られた。

⇒ 転出した翌日の16日から月末日までは1人世帯となったため、そ
の期間だけ多く支給してしまった子の分の保護費は返還となりま
す。



(2) 資力がありながら保護を受けたときは、その受けた保護金品の範囲内で
福祉事務所の定める額を返さなければなりません。(法第63条)

●例1) 交通事故の賠償金や高額療養費の還付金を受けたとき

●例2) 遡って年金等を受けたとき

●例3) 生命保険の保険金が支払われたとき、

または、解約して解約返戻金を受けとったとき

8 不正受給と罰則



越谷特別市民
ガーヤちゃん

じじつ ちが しんせい こい しゅうにゆうしんこく おこた など ふせい しゅだん
事実と違う申請や、故意に収入申告を怠ったとき等、不正な手段により
ほごう 保護を受けたときは、保護費の全部または一部を徴収するだけでなく、不正
じゅきゅう かかわ ちょうしゅうきん かさん ばつ
受給に係る徴収金が加算されることや罰せられることがあります。

ほうだい じょう
(法第78・85条)

- 例1) 受給中に新たに仕事に就き、給与をもらったが明細書を偽造・改ざんして虚偽申告したり、収入そのものを意図的に隠したとき
- 例2) 受給中に60歳に到達し、年金が支給されるようになったが意図的に届出をしなかったとき
- 例3) 受給中に暴力団員であることが判明したとき(暴力団員に対しては厳正に対処します)

生活保護法 第85条 (罰則)

ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、
また たにん う もの
又は他人をして受けさせた者は、

ねんい か ちょうえきまた まんえんい か ばっきん しょ
3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

罰金

9 生活保護を受給する上での注意点



(1) 負債（借金）の問題は、生活保護を受給することになっても解決しま



せん。法律相談窓口等に必ず相談してください。また、保護費はあくまで生活のために用いられるべきお金なので、お金の貸し借りや借金の返済に充ててはいけません。

(2) 自動車（軽四輪・自動二輪を含む）は、原則として所有・使用ができません。

また、他人名義であっても運転することは禁止されています。

(3) 高校卒業後、保護を受給しながらの大学や専門学校等への

進学はできません。大学や専門学校等へ進学の際には「進学



準備給付金」を支給する制度や奨学金等があるので相談してください。

(4) 使用目的の決まった保護費を別の目的に使用してしまった場合には、

その保護費を返してもらいます。

●例1) 住宅費として支給した保護費を、家賃の支払いをせず生活費に充てた

●例2) 契約更新料として支給した保護費を、滞納家賃の支払いに充てた

10 医療機関の受診について



越谷特別市民
ガーヤちゃん

- (1) 医療機関を受診したいときは、事前に担当ケースワーカーに連絡した上で、福祉事務所に生活保護の「受給証」を持って「医療券」の申請にきてください。受診できる医療機関は、原則として生活保護法による指定医療機関のみです。そのため、病院によっては受診ができない場合がありますので、初めて受診する際には、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。「医療券」は、個人、月、医療機関別で提出することになっています。そのため、月替わりで受診するときは、「医療券」があらためて必要になります。



- (2) 休日・夜間等で福祉事務所が閉まっているときや急病になったときで、「医療券」を取りに来られない場合は、「受給証」を受診窓口に提示して治療を受けてください。やむを得ず「受給証」で指定医療機関を受診したときは、速やかに福祉事務所で手続きの上、「医療券」の交付を受け、必ず医療機関に提出してください。

※「受給証」は健康保険証ではないので、「受給証」のみでは医療

機関を受診することはできません。



(3) 医療機関から、治療材料（コルセット・メガネ等）が必要との指示があった場合は、必ず購入する前に担当ケースワーカーに相談してください。



(4) 生活保護受給中は、国民健康保険証およびこれと一緒に使っている重度心身障害者医療・こども医療・ひとり親家庭医療の受給者証も使えなくなります。保護が決定されたら、保険証および受給者証は市役所の担当窓口に戻却してください。



(5) 会社等の健康保険証は引き続き使用してください。本人・家族の負担分は医療券申請に基づき、福祉事務所が本人に代わって支払います。

● 社会保険なし

生活保護 10割

● 社会保険あり

社会保険 7割

生活保護 3割

会社等の健康保険（社会保険）がない場合、医療費の10割を生活保護が負担しますが、社会保険がある場合、医療費の7割を社会保険が負担しますので、生活保護の負担は3割分で済みます。

(6) 医師がジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則としてジェネリック医薬品を使用させていただきます。



ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分

・効き目を持ちながら、価格の安いお薬の事です。

ジェネリック医薬品を選択することで、国全体の

医療費抑制に貢献することができます。

(7) 原則として、市内の医療機関を利用してください。理由があつて、遠方の医療機関を受診するときで交通費がかかる場合は担当ケースワーカーに相談してください。

1 1 介護を受けるときは



越谷特別市民
ガーヤちゃん

65歳以上の高齢者または40歳以上65歳未満で「脳血管疾患」等特定

疾病が原因で、自力で生活することが困難な方は、介護保険サービスを利用

することができるので、担当ケースワーカーに相談してください。



1 2 地区担当員（ケースワーカー）と 家庭訪問（訪問調査）について



生活保護が開始されると、福祉事務所の職員である地区担当員（ケースワーカー）が、定期的に居宅を訪問し、生活等の相談に応じるとともに必要な調査を行い、一日も早く自立した生活を営めるよう助言・支援をします。生活上の悩みや問題があれば、遠慮なくご相談ください。（法第27条・27条の2・28条）

地区担当員（ケースワーカー）には守秘義務があり、個人の秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。



1 3 民生委員について

お住まいの地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員がいます。生活保護が決定されると、地域を担当する民生委員にも通知が行き、住民の立場に立って心配ごと等の相談を受けたり、必要に応じて家庭訪問をしてくれます。民生委員も個人の秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。

●あなたの担当ケースワーカーは

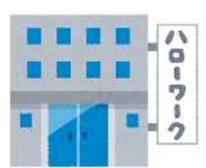
です。

●あなたの担当民生委員は

さんです。

14 各関係機関の連絡先

かくかんけいきかん れんらくさき



相談内容	機関名	電話番号	住所
ねんきん 年金など	こしがやねんきんじむしょ 越谷年金事務所	048-960-1190	こしがやしやよいちょう 越谷市弥生町 16-1 こしがや 越谷ツインシティBシティ 3F
しゃっきん 借金など	ほう 法テラス	050-3383-5375	しうらわく さいたま市浦和区 たかさご 高砂3-17-15 さいた しょうこうかいぎしょ ま商工会議所6F
けんこう えいせい 健康・衛生など	こしがやしほけんじょ 越谷市保健所	048-973-7530	こしがやしひがしこしがや 越谷市東越谷 10-31
しごと 仕事など	ハローワーク こしがや 越谷	048-969-8609	こしがやしひがしこしがや 越谷市東越谷 1-5-6
せいじん ほしほけん 成人・母子保健	ほけん 保健センター	048-960-1100	こしがやしひがしこしがや 越谷市東越谷 10-31
ふくしぜんぱん 福祉全般に かん 関すること	こしがやし 越谷市 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	048-966-3411	こしがやしこしがや 越谷市越ヶ谷 4-1-1
りこん そうぞく 離婚・相続など	かてい さいたま家庭 さいばんしよこしがやし ぶ 裁判所越谷支部	048-964-2811	こしがやしひがしこしがや 越谷市東越谷 9-2-8

こしがやしふくしじむしょ こしがやしやくしよ ふくしぶ せいかつふくしか
越谷市福祉事務所 (越谷市役所 福祉部 生活福祉課)

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9162 (直通番号)

048-964-2111 (市役所代表番号)

FAX 048-963-9174

お問い合わせメールフォーム (越谷市HP)

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/toiawase/toiawase.html>

